

青森県報

第五百八十六号

令和五年
三月十五日
(水曜日)

目次

告 示

○生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一

○右 同……………(同) ……一

○生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……二

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……三

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……四

○右 同……………(同) ……四

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………(生活習慣病対策課) ……四

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……五

○肥料の登録……………(食の安全・安心推進課) ……五

公 告

○生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

告 示

青森県告示第百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日 令和 四・五・一
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社サワ カミ薬局	三沢市下久保 三丁目六の五	居宅療養 管理指導	よこはま薬局 上北郡横浜町 字寺下八一の 二	

青森県告示第百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

- 都市計画事業の変更認可……………(都市計画課) ……五
- 都市計画事業の認可……………(同) ……六
- 二級建築士の処分……………(建築住宅課) ……六
- 建築士事務所の監督処分……………(同) ……六
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域(県民局)) ……七

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	
	主たる事務所の所在地	
名 称	介護予防事業の種類	
名 称	介護予防事業所	
名 称	指 定 年 月 日	
有 限 会 社 サ ワ カ ミ 薬 局	三 沢 市 下 久 保 三 丁 目 六 の 五	介 護 予 防 事 業 の 種 類 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導
よ こ は ま 薬 局	上 北 郡 横 浜 町 二 字 寺 下 八 一 の 二	
令 和 四 ・ 五 ・ 一		

青森県告示第百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	区 分
株 式 会 社 ア ン ビ ス	株 式 会 社 ア ン ビ ス	東 京 都 中 央 区 八 重 洲 二 丁 目 七 の 二	東 京 都 中 央 区 八 重 洲 二 丁 目 七 の 二	名 称
東 京 都 中 央 区 橋 本 一 丁 目 六 の 一	東 京 都 中 央 区 橋 本 一 丁 目 六 の 一	東 京 都 中 央 区 橋 本 一 丁 目 六 の 一	東 京 都 中 央 区 橋 本 一 丁 目 六 の 一	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
訪 問 看 護	訪 問 介 護	居 宅 介 護 事 業 の 種 類	居 宅 介 護 事 業 の 種 類	居 宅 介 護 事 業 者
医 心 館 訪 問 介 護 シ ョ ン 弘 前	医 心 館 訪 問 介 護 シ ョ ン 弘 前	名 称	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
弘 前 市 大 字 外 崎 四 丁 目 二 の 三	弘 前 市 大 字 外 崎 四 丁 目 二 の 三	所 在 地	所 在 地	所 在 地
〃	〃	変 更 年 月 日	変 更 年 月 日	変 更 年 月 日
		令 和 五 ・ 三 ・ 六	令 和 五 ・ 三 ・ 六	令 和 五 ・ 三 ・ 六

青森県告示第百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変 更 後	変 更 前	区 分
株 式 会 社 ア ン ビ ス	株 式 会 社 ア ン ビ ス	名 称
東 京 都 中 央 区 橋 本 一 丁 目 六 の 一	東 京 都 中 央 区 八 重 洲 二 丁 目 七 の 二	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
介 護 予 防 訪 問 看 護	介 護 予 防 訪 問 看 護	居 宅 介 護 事 業 の 種 類
医 心 館 訪 問 介 護 シ ョ ン 弘 前	医 心 館 訪 問 介 護 シ ョ ン 弘 前	名 称
弘 前 市 大 字 外 崎 四 丁 目 二 の 三	弘 前 市 大 字 外 崎 四 丁 目 二 の 三	所 在 地
〃	〃	変 更 年 月 日
		令 和 五 ・ 三 ・ 六

青森県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居 宅 介 護 事 業 者
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 の 種 類
名 称	居 宅 介 護 事 業 所
所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所
廃 止 年 月 日	〃

東洋シルバークサービス株式会社	青森市中佃三丁目七の二三	訪問介護	エコーセンター	弘前市大字駅前一〇の六	令和四・八・一
-----------------	--------------	------	---------	-------------	---------

青森県告示第百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

東洋シルバークサービス株式会社	青森市中佃三丁目七の二三	訪問介護型サービス	エコーセンター	弘前市大字駅前一〇の六	令和四・八・一
-----------------	--------------	-----------	---------	-------------	---------

青森県告示第百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社アンビス	株式会社アンビス	株式会社アンビス	株式会社アンビス	居宅介護事業者
東京都中央区京橋一丁目六の二	東京都中央区八重洲二丁目七の二	東京都中央区京橋一丁目六の二	東京都中央区八重洲二丁目七の二	主たる事務所の所在地
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	居宅介護の種類
医心館訪問看護ステーション弘前	医心館訪問看護ステーション弘前	医心館訪問看護ステーション弘前	医心館訪問看護ステーション弘前	名称
弘前市大字外崎四丁目三	弘前市大字外崎四丁目三	弘前市大字外崎四丁目三	弘前市大字外崎四丁目三	所在地
〃	〃	〃	令和五・二・六	変更年月日

青森県告示第百六十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	変更年月日
介護予防事業者	〃	〃	介護予防事業の種類	〃	〃	〃

青森県告示第百六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	株式会社 アンビス	東京都中央 区八重洲二 丁目七の二	介護予防 訪問看護	医心館訪 問看護ス テーション ン弘前	弘前市大字 外崎四丁 目の三	令和 五・二・六
変更後		東京都中央 区橋本一 丁目六の一				

居宅介護事業者 名 称	東洋シルバ ーサービス株 式会社	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類	居宅介護事業所 名 称	青森市中佃三 丁目七の二三	訪問介護	エコーヘル パーセンタ ー	弘前市大字 前町一〇の六	令和 四・八・一
	訪問介護				エコーヘル パーセンタ ー	弘前市大字 前町一〇の六			
居宅介護事業者 名 称		居宅介護事業の種 類		居宅介護事業所 名 称		居宅介護事業所 名 称		廃止 年月日	

青森県告示第百七十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活

保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防・日常生活 支援事業業者 名 称	東洋シルバ ーサービス株 式会社	主たる事務 所の所在地	訪問型 サービス	介護予防 生活支援 事業の種 類	介護予防・日常生活 支援事業所 名 称	弘前市大字 前町一〇の六	令和 四・八・一
介護予防・日常生活 支援事業業者 名 称							

青森県告示第百七十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定医 の区分	氏 名	名称	所在地	担当する 診療科名	変更 年月日
変更前	難病指 定医	新井田 久修	国民健康保 険五戸総合 病院	三戸郡五戸町字 沢向一七の三	内科	令和 四・〇・一
変更後			メディカル コート八戸 西病院	八戸市大字長苗 代字中坪七七		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
難病指 定医	難病指 定医	難病指 定医	難病指 定医	難病指 定医	難病指 定医	難病指 定医	難病指 定医
鳴海 新介	村上 祐介	村上 祐介	村上 祐介	山崎 堅	山崎 堅	工藤 誠治	工藤 誠治
なるみ脳神 経在宅 クリニック	八戸赤十字 病院	八戸赤十字 病院	八戸赤十字 病院	青森市民病 院	青森市民病 院	弘前脳卒 中・リハビ リテーショ ンセンター	弘前脳卒 中・リハビ リテーショ ンセンター
九四八 丁目市東 白台山台 の一	八戸市大 字田面 木字中 明戸二	八戸市大 字田面 木字中 明戸二	八戸市大 字田面 木字中 明戸二	青森市勝 田一丁 目一四の 二〇	青森市勝 田一丁 目一四の 二〇	弘前市大 字扇町 一丁目二 の一	弘前市大 字扇町 一丁目二 の一
科脳神 経内 科	科脳神 経内 科	科脳神 経内 科	科脳神 経内 科	科循環 器内 科	科循環 器内 科	科循環 器内 科	科循環 器内 科
五・三・一	五・一・二六	五・一・二六	五・一・二六	〃	〃	四・三・一	四・三・一

青森県告示第百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス 業者	名 称	障害福祉サービス事業を 行う事業所	廃止 年月日
所 在 地	主たる事務所の 所在地	所 在 地	障害福祉サービス事業を 行う事業所 所在地	

社会福祉法 人青森県す こやか福祉 事業団	青森市中央三 丁目二〇の三 〇	就労継続 支援A型	就労サポ ートセンタ ーさつき	東津軽郡平 内町大字茂 浦字向田 二四	令和 五・三・三
--------------------------------	-----------------------	--------------	-----------------------	------------------------------	-------------

公 告

肥料の登録

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により令和五年三月六日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
青森県第 三八六号	肉骨粉	チキンミ ー	窒素全量 九・〇 りん酸全 量五・〇	該当なし	株式会社 プライフーズ 八戸市北白 山二丁目六 三〇

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、令和五年三月三日東北地方整備局告示第二十号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業三・四・二号西滝新城線

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

令和二年東北地方整備局告示第三十五号の事業地である青森県青森市大字新城字平岡地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

都市計画事業の認可

青森都市計画事業の認可について、令和五年三月三日東北地方整備局告示第二十一号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業三・四・二号西滝新城線

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

青森県青森市大字石江字江渡及び大字新城字平岡地内

2 使用の部分

なし

二級建築士の処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の処分をしたので、同条第五項の規定により公告する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 処分をした年月日

令和五年三月三日

二 処分を受けた建築士

1 氏名

伊藤幸生

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

3 登録番号

青森県知事登録第七三一八号

三 処分の内容

業務の停止一月間（令和五年四月一日から同月三十日まで）

四 処分の原因となった事実

前記二級建築士は、青森市内の住宅一件について、工事監理を終了したとき、直ちに、その結果を建築主に報告をしなかった。

建築士事務所の監督処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分をしたので、同条第四項において準用する法第十条第五項の規定により公告する。

令和五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 監督処分をした年月日

令和五年三月三日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称

株式会社伊藤光建設二級建築士事務所

2 所在地

青森市大字大野字若宮一四〇の二九

3 開設者の名称及びその代表者の氏名

株式会社伊藤光建設 代表取締役 伊藤幸生

4 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

二級建築士事務所

5 登録番号

青森県知事登録第二七九九号

三 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖一月間（令和五年四月一日から同月三十日まで）

四 監督処分の原因となった事実

1 前記開設者が、青森市内の住宅一件について、工事監理受託契約を建築主と締結しようとするとき、あらかじめ、当該建築主に対し、法第二十四条の七第一項に規定する管理建築士等をして、工事監理受託契約の内容及びその履行に関する同項各号に掲げる事項について説明をさせなかった。

2 前記開設者が、1の住宅について、工事監理受託契約を締結したとき、遅滞なく、法第二十四条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなかった。

3 前記建築士事務所を管理する建築士が、1の住宅についての工事監理に関し、令和五年三月三日に青森県知事から建築士法第十条第一項の規定による処分を受けた。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥瀬堰土地改良区の定款の変更を令和五年三月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年三月十五日

上北地域県民局長

石 橋

豊

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円